

福知山市産丹波くり振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の特産品である丹波くりの生産の拡大及び品質の向上を図り、優れた栽培技術を後世に継承していくための施策展開に併せて、本市産の丹波くりのブランド価値を更に高めるために丹波くりの新植、改植又は防除を行う生産者に対して、予算の範囲内で福知山市産丹波くり振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市で栗を栽培し生産及び出荷している、又は生産及び出荷する意欲のある者
- (2) 本補助事業を完了した時点で本市に10アール以上の栗園面積を有する者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 丹波くり支援事業
- (2) 丹波くり害虫・獣害対策事業

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び上限額は、別表に定めるとおりとする。

(事前着手の制限)

第4条 補助対象者は、第6条第1項の規定による補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、福知山市産丹波くり振興事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容が分かる書類（見積書等の写し）
- (2) 事業の対象となる土地の位置が分かる書類
- (3) 事業の対象となる土地の現況が分かる写真
- (4) 事業地の面積が分かる書類（登記簿又は固定資産税台帳等の写し）
- (5) 事業の対象となる土地の所有者が分かる書類
- (6) 前号において、補助対象者と土地の所有者が異なる場合は、土地の賃貸借等を証明できる書類（契約書又は同意書等の写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、第3条第1項第2号に規定する丹波くり害虫・獣害対策事業のみによる交付申請をすることはできない。ただし、過去5年間に本補助金の交付を受けている申請者については、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を福知山市産丹波くり振興事業補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」と

いう。)は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに福知山市産丹波くり振興事業補助金交付変更・中止等申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない軽微な変更又は補助金額の20パーセント以内の減額を伴う変更は除く。

(1) 変更後の補助対象事業の内容が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに福知山市産丹波くり振興事業補助金実績報告書に関係書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条第2項に規定する通知を受けたときは、速やかに福知山市産丹波くり振興事業補助金交付請求書により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(状況報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、次年度からの3年間、福知山市産丹波くり振興事業補助金に係る状況報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に規定する申請書、報告書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月23日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

(平成30年度分における補助金交付手続の特例)

2 平成30年度分の補助金に係る補助対象事業の事前着手については、第4条の規定にかかわらず、補助対象者が第5条に規定する申請の際に添付する書類に加え、事前着手を行った補助対象事業の範囲、内容、記録等を添付し、第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けることにより、当該補助対象事業に係る補助金の交付を受けることができるものとする。

附 則

改正後の福知山市スイーツの森づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、令和３年６月２１日から施行する。

附 則

改正後の福知山市産丹波くり振興事業補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 補助金の額	4 上限額	備 考
事業名	事業内容				
丹波く り支 援 事業	栗の苗木を購 入し、新植又 は改植を行う 事業。	(1) 苗木代 (2) 肥料代 (3) 土壌改良剤代 (4) 抜根整地に係 る経費 (5) その他市長が 認める経費 なお、(1)は 必ず含まれなけ ればならない。	補助対象経費に2 分の1を乗じて得 た額以内。ただし、 1円未満の端数 は、これを切り捨 てるものとする。	新植、改植面積 5,000円/アール	1 苗木は、10アール当たり40本を 目安として植栽するものとする。 2 荒廃農地を活用する場合は、水はけ をよくするための土壌改良工事を実施 していること。 3 本事業により新植、改植又は防除を 行った栗園には、本市で作成する「丹波 くり振興事業」看板を掲げること。 4 防蛾灯又は侵入防止柵の設置完了か ら耐用年数が経過するまでは、受益地 の栗の生産及び出荷を継続し、防蛾灯 又は侵入防止柵の維持管理を行うこ と。また、本補助事業により防蛾灯及び 侵入防止柵を設置した箇所において は、以下の耐用年数が経過するまでの 間、同種又は同能力以下のものを本補 助事業を使用して設置することはでき ない。ただし、市長がやむを得ない理由 があると認めたときは、この限りでな い。 【耐用年数】 ワイヤーメッシュ柵 14年 電気柵 8年 防蛾灯 10年
丹波く り害虫・ 獣 害 対 策事業	栗園に害虫及 び有害鳥獣対 策を行う事 業。	(1) 防蛾灯設置に 係る経費 (2) 侵入防止柵設 置に係る経費 (3) その他市長が 認める経費	補助対象経費に2 分の1を乗じ て得た額以内。た だし、1円未満の 端数は、これを切 り捨てるものと する。	防除面積 5,000円/アール	